

I 序 論



第1章 第六次鳴門市総合計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市では、平成24年(2012年)度から10年間を計画期間とする「第六次鳴門市総合計画」を策定し、まちづくりの基本目標の将来都市像「結びあう絆が創る 笑顔と魅力うすまく鳴門」をめざしてまちづくりを推進してきました。

この間、我が国は、戦後初めて人口が減少するという状況に直面し、「まち・ひと・しごと創生法」による「総合戦略」を策定するなど、人口減少や少子高齢化の急速な進行への対応を迫られる中、地方においても「地方版総合戦略」による人口減少対策が実施されています。

また、地球規模での環境問題の深刻化、飛躍的な情報通信技術の発展などにより、社会経済情勢が大きく変化し、スピード感をもった対応が必要となるとともに、本市においては、今後30年以内に70%程度の可能性で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震や中央構造線系の断層による直下型地震への対策が急務となっています。

第六次総合計画の前期5年間の最終年度をむかえ、こうした変化への対応や新たな施策を展開する必要がある、「鳴門市自治基本条例」の理念である「市民が主役のまちづくり」により、本市の誇る自然、歴史、文化、産業、観光など、多様な地域資源を活かした「まちづくり」を、実効的・戦略的に推進し、本市のめざす将来都市像を実現するため、前期基本計画の見直しを行った「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」を策定します。

2 計画の役割と構成

(1)計画の役割

本計画は、本市のめざすべき方向を実現するための施策を明らかにし、総合的、体系的かつ計画的な新たなまちづくりの基本指針となるものであり、次のような性格を有しています。

- ①本市における最上位の計画であり、各種計画や施策の基本となる計画とします。
- ②国、県などの諸計画との整合性を図った計画とします。
- ③市民、団体、企業などの民間活動のよりどころとなる計画とし、行政との協働と連携をより一層促進する計画とします。

(2)計画の構成

総合計画は、以下の「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

○基本構想

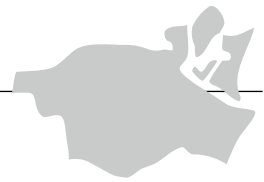
まちづくりの将来都市像や基本目標と目標を達成するためにめざすべき施策の基本方向を示したものです。

計画期間は、平成24年(2012年)度～平成33年(2021年)度の10年間とします。

○基本計画

基本構想で定めた基本目標や施策の基本方向に基づき、その実現に向けて必要となる成長戦略や個別施策を分野別に体系化したものです。

この基本計画は、社会経済情勢の変化などに的確に対応した施策展開を行うため、前期、後期で構成し、前期計画を平成24年(2012年)度～平成28年(2016年)度の

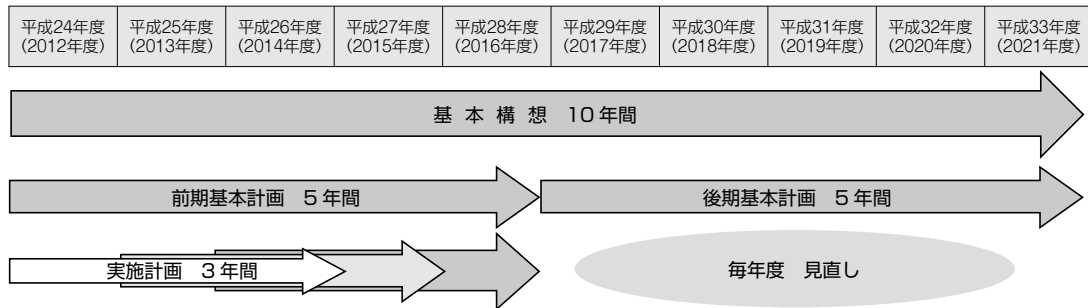


5年間、後期計画を平成29年(2017年)度～平成33年(2021年)度の5年間とします。

○実施計画

基本計画で体系化された個別施策の計画的・効率的な事業の進捗を図るため、財政状況や事業の優先順位に基づき、主要な事業の年次計画や事業量などを明らかにしたもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

この実施計画は、諸情勢の変化に迅速かつ的確に対応するため、3年間を期間とするローリング方式で毎年度策定し、計画の評価、見直し、調整、管理を行います。



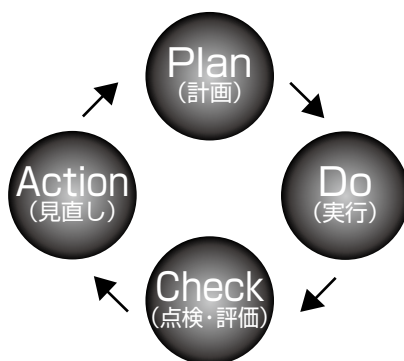
3 計画の推進にあたって

(1)計画の周知

計画を円滑かつ効果的に推進するためには、計画の内容が広く市民に伝わり、市民・事業者・行政との間でまちづくりの目標が共有され、理解される必要があります。そのため計画のダイジェスト版、広報など、市公式ウェブサイト、テレビ広報などによる情報提供の機会を通じて、計画の周知を図ります。

(2)計画の進行管理

本計画では、成長戦略、個別の主要事業などの進捗状況の把握、分析、検証に努め、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のサイクルに基づき、より効果的・効率的な計画推進を図るとともに、その公表により、市民への説明責任を果たします。





第2章 第六次鳴門市総合計画策定の背景

1 時代の潮流と視点

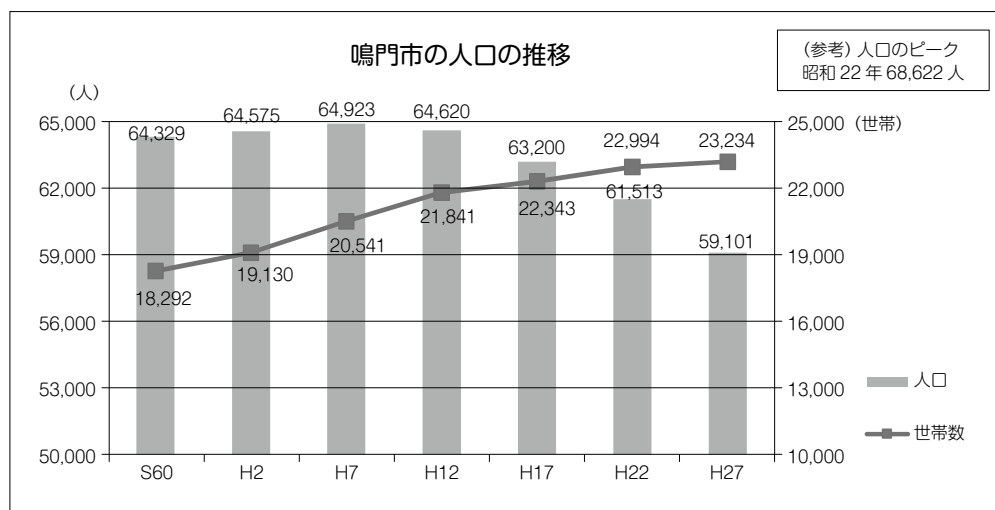
(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

我が国の総人口は、平成27年(2015年)国勢調査では、1億2,709万4,745人となり、前回調査の平成22年(2010年)から0.75%減少し、調査の開始以来、初めての減少となりました。今後も人口減少は進むと予想されており、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の推計(出生中位・死亡中位推計)によると、平成60年(2048年)には、総人口は1億人を割り込むと推計されています。

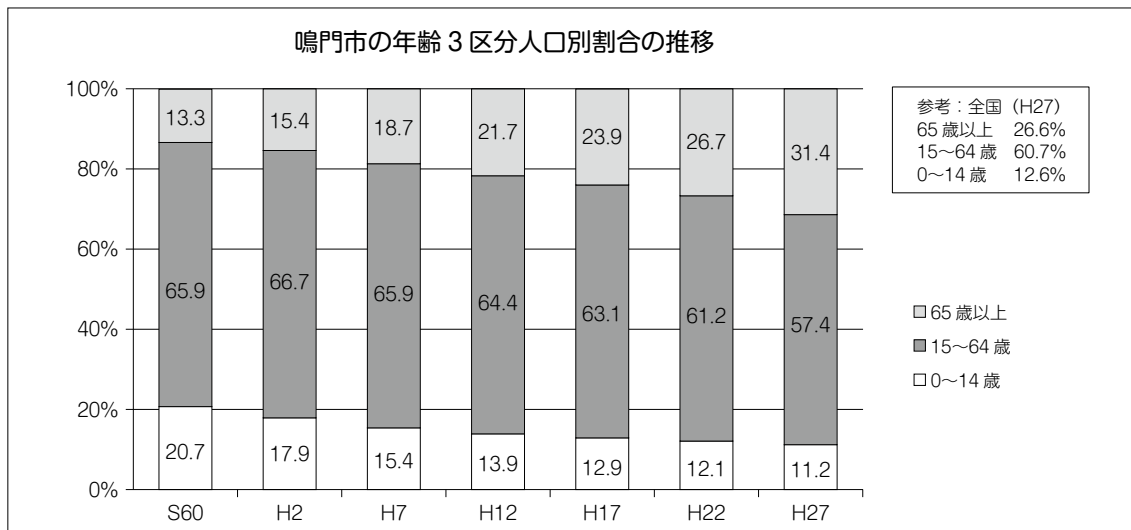
また、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は、前回調査から3.6ポイント増加し、26.6%となっています。平成72年(2060年)には、高齢化率は約40%に上るものと推計されており、急速に高齢化が進展することとなります。

国勢調査による本市の人口は、平成7年(1995年)をピークに減少に転じています。平成10年(1998年)以降の自然減に加え、平成15年(2003年)以降は、社会減が続いています。平成27年(2015年)国勢調査では、総人口は59,101人となり、前回調査の平成22年(2010年)から2,412人減少しています。年齢区分の割合では、15歳未満の人口の割合が11.2%と0.9ポイント減少したのに対し、65歳以上の人口の割合は、31.4%と4.7ポイント上昇しています。また、ライフスタイルの変化により核家族化が進み、65歳以上の高齢単身世帯や高齢者だけで構成される世帯も増加しています。

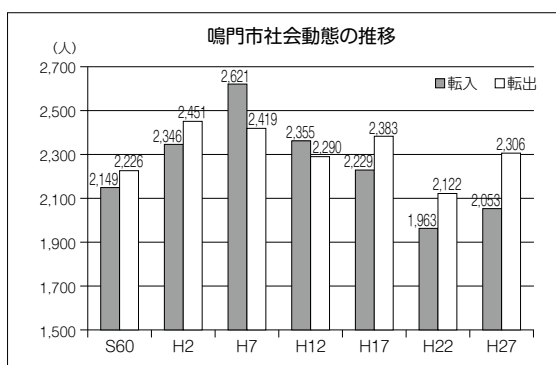
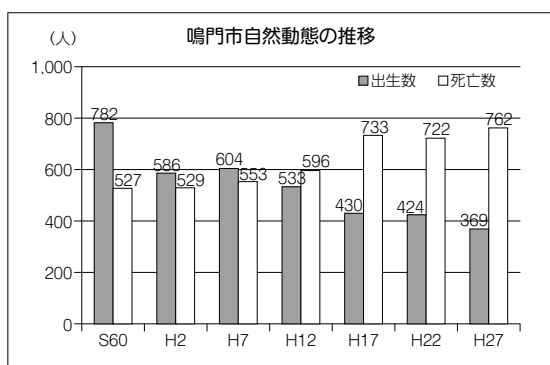
こうしたことから、地域に暮らす人が生きがいをもち、安心して暮らせる生活環境を整備するとともに、「鳴門市総合戦略」に基づき、本市の特色や地域資源を活かした定住人口対策を推進するなど、全市をあげて地方創生に取り組む必要があります。



(資料：総務省「国勢調査」)



(資料：総務省「国勢調査」)



(資料：徳島県「徳島県人口移動調査年報」)

(2)子どもを取り巻く環境の変化

全国の合計特殊出生率*は、平成27年(2015年)は1.45となっています。平成17年(2005年)に過去最低となる1.26を記録して以来、ゆるやかに回復していますが、依然として人口置換水準*を下回る水準にあります。この背景には、生涯未婚率の上昇や晩婚化・晩産化の進行のほか、子育てに対する経済的な負担感や仕事との両立に対する不安感があると考えられており、若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・育児できる社会の実現が求められています。

子どもを取り巻く環境が変化するなかで、子どもや子育て世代に対する支援の充実を進めるとともに、若者の経済基盤の確保や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進を図るなど、子どもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支える体制づくりが求められています。

(3)高度情報化社会の進展とグローバル化

情報通信技術は、急速な発展を遂げており、近年ではスマートフォンやタブレット端末やソーシャルメディアの普及が進んでいます。だれもが気軽に情報を入手し、発信できるようになるなど、利便性の向上が図られる一方で、個人情報の漏えいやインターネットによる犯罪が社会問題化するなどの事例も生じています。平成27年(2015年)には、社会保障・税制度の効率性・透明性を高めるため、マイナンバー制度が導入され、地方公共団



体においては、平成 29 年(2017 年)の情報連携に向けて自治体情報システムの強靱化に向けた取り組みが進められています。

また、「人」・「もの」・「情報」が国境を越えて流通するグローバル化が進み、平成 27 年(2015 年)に日本を訪れた外国人旅行者は過去最高となる 1,974 万人を記録しています。訪日外国人旅行者の増加は、地方にとっても地域活性化に向けた大きなマーケットになると考えられており、受入環境の整備を図り、地域資源のブランド化を進めるなど、さまざまな媒体を活用して国内外に広く魅力を発信していく必要があります。

(4)生涯にわたる健康づくり

少子高齢化が急速に進むなか、地域で支え合い、だれもが安心して健康で暮らせる社会づくりが求められています。今後、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療との連携や介護サービスの充実、介護予防の推進など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム*」の構築を進めていく必要があります。

また、生活習慣の変化により、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しており、発症予防や重症化予防に向けて、ライフステージに応じた取り組みを積極的に推進していくことが重要です。一方、全国における自殺者は平成 24 年(2012 年)以降、4 年連続で 3 万人を下回っているものの依然として深刻な状況にあります。うつ病などの心の病気が要因の一つと考えられており、心の健康づくりや自殺予防に対する知識や理解を深めていくことが求められています。

地域に住む人が、住み慣れた地域で、心身ともに健康で安心して暮らすことができる地域の実現のため、地域医療の確保をはじめ、健康づくり・介護予防の推進に向けて、事業者、地域、行政など関係機関が連携して取り組みを進めていく必要があります。

(5)安全・安心の重視

南海トラフ巨大地震が、今後 30 年以内に約 70 パーセント程度の確率で発生する可能性が指摘されており、安全・安心を確保する取り組みがますます重要になっています。

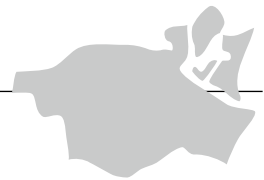
本市では、これまで、平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災を教訓とし、直下型地震を想定した対策を進めてきました。平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東日本大震災を受け、「鳴門市地震津波対策推進計画」を策定し、震災に負けないまちづくりに向けて、防災・災害対策を推進しています。平成 28 年(2016 年)4 月には、最大震度 7 が繰り返し観測された熊本地震が発生し、改めて災害に対する備えの重要性が再認識されています。

また、地震に限らず、台風や集中豪雨などあらゆる災害への対応を図るため、防災対策や消防・救急体制の充実を図るとともに、一人ひとりが意識を高め、事業者、地域、行政が一体となって、安全・安心なまちづくりを進めることが求められています。

(6)深刻化する地球環境・資源エネルギー問題

地球温暖化や海洋汚染など、地球規模の環境問題が深刻化しており、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会、低炭素社会への転換が求められています。特に地球温暖化は、気温の上昇に伴う異常気象、海面水位の上昇や生態系への影響など、日常生活に密接に関わる問題です。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、エネルギーのあり



方に関する見直しの機運が高まり、各地で再生可能エネルギーの導入が進められています。また、大規模災害時における廃棄物の処理に関しても、備えの必要性が見直されています。

今後、持続可能な循環型社会の構築に向け、市民や事業者、地域コミュニティなどと連携し、エネルギーの有効活用やライフスタイルの見直しを進め、限りある資源や自然環境を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくりを総合的かつ計画的に進めることが求められています。

(7)地方分権と地方創生

住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るために、地域が特色を持った地域づくりを展開することができるよう、国と地方の役割分担を見直し、地域の自主性・自立性を高めるための、地方分権改革が推進されています。

国から地方公共団体に対する事務や権限の移譲、規制の緩和に向けて法律の整備が進められており、平成26年(2014年)には「提案募集方式」が導入されるなど、地方の発意に根ざした取り組みを推進する動きもあります。

地方分権改革の推進は、地方創生においても重要なテーマであり、今後の動向を十分にふまえたうえで、市民や地域のコミュニティ組織、NPO法人、事業者などのさまざまな主体が連携し、まちづくりを進めていく必要があります。

(8)社会経済情勢の変化

近年の社会経済情勢は、アベノミクスによるデフレ脱却に向けた取り組みが進められ、景気はゆるやかに回復しています。また、全国の有効求人倍率は、平成28年(2016年)4月には1.34倍となり、就業地別では、全ての都道府県で1倍を上回るなど、雇用環境にも改善の傾向が見られています。

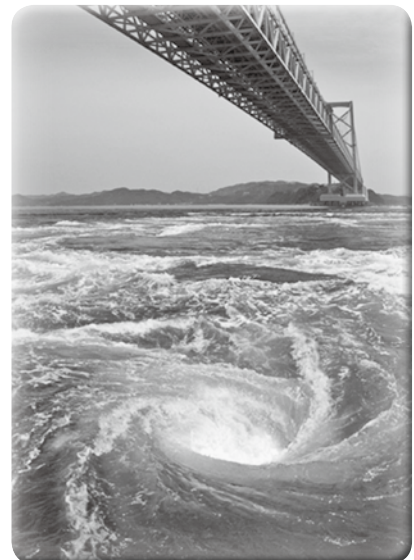
しかしながら、中国をはじめとするアジア新興国等の景気が下振れし、景気が下押しされるリスクがあるほか、平成28年(2016年)6月には、イギリスの国民投票においてEUからの離脱が支持されるなど、国際経済に関する不透明感が高まっています。

人口の減少や少子高齢化、地域経済の低迷など社会情勢が変化するなか、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、「スーパー改革プラン2020」に基づく施策を推進し、経営体としての本市の総合力をさらに高めていく必要があります。

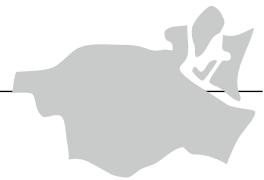
2 鳴門市の特性

(1)四国と本州を結ぶ交流拠点として発展するまち

本市は、大鳴門橋、明石海峡大橋の開通により近畿圏と陸路で結ばれ、四国の東玄関口としての地理的優位性を生かしたまちづくりを進めてきました。また、四国内の高速道路網の整備により、四国内はもとより近畿圏との交流が活発化するなど、「人」「もの」「情報」が交流する拠点としての成長、発展が期待されています。



鳴門海峡の渦潮



(2) 魅力あふれる地域資源に満ち、観光拠点として発展するまち

市の北部は瀬戸内海国立公園に指定されており、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、鳴門海峡の急流と迫力あふれる渦潮で、その名を知られた景勝地です。「鳴門公園」や「渦の道」など、渦潮や鳴門海峡の風景を一望する施設も整備されています。

また、本市の豊かな自然を背景として、「なると金時」「鳴門鯛」「鳴門わかめ」などをはじめとして、全国的にも名を知られたブランド力の高い農水産業が経営されており、「鳴門ならでは」の品質の確保と供給力の向上をめざしています。

地場産業では、市の主要産業である製塩業をはじめ、足袋製造、平成15年(2003年)に国の伝統的工芸品に指定された大谷焼など、今後さらなる保護と育成が求められています。

このような魅力あふれる地域資源に加え、歴史・文化的な資源にも恵まれた本市は、四国の東玄関口としての地理的優位性を生かし、県内の観光拠点として位置づけられています。関係団体、事業者との連携のもと、多様な地域資源を活かした体験型・滞在型観光周遊ルートの普及、中国やドイツとの交流を核とした訪日外国人観光客の誘客促進に向けた取り組みなど、さらなる観光ブランド化の推進が求められています。



ウチノ海

(3) 多様な分野での国際交流・地域間交流が広がるまち

本市の国際交流は、昭和49年(1974年)にドイツ・リュネブルク市と姉妹都市盟約を締結以降、親善使節団を相互に派遣するなど、活発な交流を行っています。平成25年(2013年)には、青少年相互派遣事業を加え、両市の青少年が学校訪問やホームステイを通じてさらなる交流を深めています。

中国・山東省青島市とは、平成11年(1999年)に友好交流意向書を、また、中国・湖南省張家界市とは、平成23年(2011年)に友好都市提携を締結するなど、国際都市とのネットワークを広げ、経済、文化、教育などさまざまな分野で交流を育んでいます。

国内においては、群馬県桐生市、福島県会津若松市、沖縄県宮古島市との親善交流をはじめ、ASAトライアングル交流圏推進協議会などによる広域連携、プロサッカーチーム「徳島ヴォルティス」を通じた地域間交流など、市民、民間団体、行政の連携のもと多様な分野での交流が広がり、地域の活性化につながっています。



姉妹都市親善使節団



(4)質の高い教育のまち

本市には、「国立大学法人 鳴門教育大学」があり、高度な教職の専門性と教育実践力を身につけた新人教員を送り出しています。平成20年(2008年)4月には、教職大学院を設置し、教育実践力を身につけた教員の養成及び研修拠点としての機能を担っています。国内はもとより、海外からも優秀な人材が集まっており「教育の一番札所」として、本市の教育についても積極的に貢献しています。平成25年(2013年)2月には、市、市教育委員会、鳴門教育大学の三者で「鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書」を締結するなど、教育における分野での連携を深めるとともに、近年では教育という枠組みを超えたさまざまな分野での連携・交流が広がっています。

本市では、発達段階に応じた国際理解教育や外国語教育を通じて、豊かな国際感覚やコミュニケーション能力を身につけた「世界にはばたく鳴門の子ども」の育成に取り組んでいます。そのほか、県立鳴門渦潮高校とスポーツと健康などに関する連携協定を締結するなど、教育分野をはじめとしたさまざまな相互協力事業の推進によって連携の広がりが期待されます。

(5)伝統文化に育まれたまち

本市には、他に誇れる伝統文化が数多くあり、まちと人の心を豊かに育んできました。四国八十八箇所霊場巡礼の起点である第一番・二番札所、ドイツ館、賀川豊彦記念館、大塚国際美術館など多くの文化拠点は、国内外からも多くの人々が訪れる観光地として知られています。平成30年(2018年)に100周年を迎える「第九」交響曲アジア初演の地としての歴史的背景などを活かした国際・国内交流も活発に行われており、「第九」演奏会の開催は、独創性のある地域文化芸術としての側面を色濃く伝えていきます。

また、江戸時代の製塩施設を今にとどめる国指定重要文化財の「福永家住宅」をはじめとする指定・登録文化財が数多くあり、前方後円墳が段階的に発展していく過程が理解できる国指定史跡「鳴門板野古墳群」や全国で唯一現存する日独戦争時のドイツ兵捕虜収容施設として国の指定史跡化をめざしている「板東俘虜収容所跡」は地域の魅力あふれる歴史を今に伝えていきます。

さらに、文化資源のさらなるブランド化と次世代への継承を図るため、「なると第九」ブランド化プロジェクトの推進をはじめ、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産化や徳島県との共同による板東俘虜収容所関連資料のユネスコ「世界の記憶(記憶遺産)」登録に向けた取り組みを行っています。



四国八十八箇所霊場一番札所 霊山寺



国指定重要文化財「福永家住宅」



(6) 絆を深め、市民参画・市民協働によるまちづくり

本市では、平成23年(2011年)3月に自治基本条例を制定し、市民参画と市民協働を進め、「市民が主役のまちづくり」の実現に向けて取り組んでいます。

近年は、少子高齢化や核家族化の進展により、町内会への加入率が低下するなど地域のつながりの希薄化が全国的な課題となっています。本市では、平成28年(2016年)5月に「町内会・自治会への加入促進に関する協定書」を締結するなど、「地域の絆」づくりに取り組んでいます。

地域に暮らす住民同士が、気軽に協力し合える温かい関係を育むことで、地域の活動の活性化や一人ひとりの生きがいづくりにつながることが期待されています。今後も、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重し、補完しあいながら、地域の課題解決に向け、協働によるまちづくりを進めることが必要です。

<自然・人口>

- 総面積 (H27.10.1) : 135.66 km²★
- 人口総数 : 59,101 人※
- 高齢単身者割合 : 13.0%※
(県 : 12.9%)
- 人口密度 (可住地面積 1 km²当たり) :
982.7 人 (県 : 737.3 人)★
(H28.1.1)

※資料 : 総務省「平成27年国勢調査」

★資料 : 徳島県「市町村別指標 2016」

<経済・生活環境>

- 1人当たり市町村民所得 (H24年度) : 2,916 千円
(県 : 2,727 千円)
- 交通事故発生件数 (人口 10 万人当たり H27 年)
444.8 件 (県 : 511.3 件)
- 刑法犯認知件数 (人口千人当たり H26 年) : 7.0 件
(県 : 6.1 件)
- 火災出火件数 (人口 10 万人当たり H25 年) : 54.9 件
(県 : 39.4 件)

資料 : 徳島県「市町村別指標 2016」



- 保育所数 : 20 施設 (2 施設休止)
認定こども園 : 1 施設
- 幼稚園数 : 17 園 (4 園休園)
- 小学校数 : 17 校 (3 校休校)
- 中学校数 : 5 校、分校 1 校
H28.4.1 現在 (私立を含む)

<保健>

- 病院数 (人口 10 万人当たり) : 11.8 施設
(県 : 14.8 施設)

※H26.10.1 現在

- 医師数 (人口 10 万人当たり) : 252.2 人
(県 : 322.4 人)

※H26.12.31 現在

資料 : 徳島県「市町村別指標 2016」

<地域団体>

- 地区自治振興会 : 14 団体
- 自主防災会 : 42 団体
- NPO法人団体数 : 27 団体
- ボランティアセンター登録団体
(NPO法人を除く) : 89 団体

H28.4.1 現在



3 国及び県の動向

国においては、人口減少の克服・地方創生の実現に向けた取り組みを推進するため、平成26年(2014年)9月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同年12月には、平成72年(2060年)に1億人程度の人口を確保する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5カ年の目標や施策などを提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。この中では、我が国が直面している人口減少・超高齢社会という課題を克服するためには、東京一極集中の現状を是正し、地方が地域の特性に即して地域課題を解決することにより、地方創生を実現する必要があることが強調されています。

平成27年(2015年)9月には、少子高齢化という構造的な問題に取り組み、平成62年(2050年)度に1億人の人口を維持し、だれもが活躍できる「一億総活躍社会」の実現をめざす方針が示されています。

一方、県においては、多様化する県民ニーズや顕在化するさまざまな課題に的確に対応するため、県政運営の指針となる「新未来『創造』とくしま行動計画」が平成27年(2015年)7月に策定されました。この計画では、「可能性の宝庫・徳島」の魅力に一層磨きをかけるとともに「とくしま回帰」の流れを創出することにより、世界に新しい価値観を発信する「オンリーワン徳島」の実現をめざすこととしています。

また、同月「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」が策定され、「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」をめざした今後5カ年の具体的な施策が示されています。